

議案第19号

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和8年2月18日 提出

日出町長 安 部 徹 也

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日出町
条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項後段中「100分の125」を「100分の126.25」
に改める。

第16条の2第1項後段中「100分の105」を「100分の106.2
5」に改める。

第27条第1項後段中「100分の125」を「100分の126.25」
に改める。

第27条の2第1項後段中「100分の105」を「100分の106.2
5」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

人事院勧告及び大分県人事委員会勧告を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の範囲を改定したいので提出する。